

入札の公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成23年3月10日

社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三輪 茂

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 門別競馬場自家用電気工作物保安業務委託 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
門別競馬場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 日高又は胆振東部に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (2) 平成23年3月18日現在、北海道産業保安監督部に電気保安管理業務の外部委託承認を受けている電気保安法人であること。
- (3) 2名以上の電気主任技術者を有すること。
- (4) 緊急保安点検のため、電気主任技術者が事業所から門別競馬場まで1時間以内に到達可能であること。
- (5) 門別競馬場の自家用電気工作物の規模及び設置状況に応じ保安管理業務体制を、常に維持できる者であること。なお、月次点検、年次点検及び臨時点検時には2名以上による体制で行える者であること。
- (6) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。

3 制限付き一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の期間 平成23年3月10日（木）から平成23年3月18日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部馬場・施設管理G

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部馬場・施設管理G

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社会議室

(郵送による場合は、〒055-0008 社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部馬場・施設管理G)

- (2) 入札日時 平成23年3月28日(月) 午前11時00分から
(郵送による場合は、平成23年3月25日(金) 17時必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

8 電子入札の可否

否

9 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部馬場・施設G
- (2) 交付期間 平成23年3月10日(木)から平成23年3月18日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで)
- (3) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)に申し込むこと。
また、北海道競馬のホームページにおいてダウンロードすることができる。
(<http://www.hokkaidokeiba.net/>)

10 送付による入札の可否

認める。

11 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 契約書作成の要否

要

13 入札参加申込書の提出期間及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期間 平成23年3月10日(木)から平成23年3月18日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで)
- (2) 提出場所 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部馬場・施設管理G

14 その他

- (1) 開札の時に、1の(2)又は2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する。

- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 社団法人北海道軽種馬振興公社
 - イ 所在地 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76番地の1 門別競馬場
電話番号 01456-2-2501
- (5) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (6) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (7) この入札は、落札者があるまで2回行い、落札者がいない場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項8号の規定により最低入札価格者との随意契約に移行する。
- (8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (9) この入札の執行は、公開する。
- (10) 詳細は入札説明書による。
なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

入札説明書

この入札説明書は、平成23年 3月10日付けで告示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約者

社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂

2 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 門別競馬場自家用電気工作物保安業務委託 一式
- (2) 契約の目的の仕様その他の明細 契約書（案）による
- (3) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1 門別競馬場

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 日高又は胆振東部に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (2) 平成23年3月18日現在、北海道産業保安監督部に電気保安管理業務の外部委託承認を受けている電気保安法人であること。
- (3) 2名以上の電気主任技術者を有すること。
- (4) 緊急保安点検のため、電気主任技術者が事業所から門別競馬場まで1時間以内に到達可能であること。
- (5) 門別競馬場の自家用電気工作物の規模及び設置状況に応じ保安管理業務体制を、常に維持できる者であること。なお、月次点検、年次点検及び臨時点検時には2名以上による体制で行える者であること。
- (6) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年 3月10日（木）から平成23年 3月18日（金）まで

イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。

(ア) 一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1

社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部馬場・馬場施設G

電話番号 01456-2-2501

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1 社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部馬場・施設管理G

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人北海道軽種馬振興公社会議室
(郵送による場合は、〒055-0008 社団法人北海道軽種馬振興公社業務部馬場・施設管理G)
- (2) 入札日時 平成23年 3月28日（月） 午前11時00分
(郵送による場合は、平成23年3月25日（金）17時必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 147 条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第 171 条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 電子入札の可否

否。

9 送付による入札の可否

認める。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、3 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

財務規則第 156 条第 1 項の規定により最低制限価格を設定しているため、財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 社団法人北海道軽種馬振興公社

イ 所在地 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1
電話番号 01456-2-2501

(5) 送付（書留・簡易書留・配達郵便記録のいずれかの方法に限る）により提出する場合は二重封とし、表封筒に「3月28日開札門別競馬場自家用電気工作物保安業務委託に係る入札書在中」の旨朱書きし中封筒の封皮に直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし本入札説明書 11（4）宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(6) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(7) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を北海道軽種馬振興公社に提出し、北海道軽種馬振興公社が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、北海道軽種馬振興公社が指定する様式により依頼すること。

(11) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂 様

平成23年3月10日付けで入札告示のありました門別競馬場自家用電気工作物保安委託業務に関わる競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。
 なお、申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(1)申請者				
所在地				
商号又は名称				
代表者	印			
電話番号				
担当者				
(2)門別競馬場まで1時間以内に到達可能である事業所等				
所在地				
事業所等名称				
電話番号				
(3)電気主任技術者の有資格数				
電気事業法に規定する電気主任技術者の有資格者数 _____ 名				
そのうち、門別競馬場まで1時間以内に到達可能である事業所の有資格者数 _____ 名				
(4)門別競馬場自家用電気工作物保安管理業務委託契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約 (平成20年2月1日以降)				
契約相手方	契約名	受電設備容量	契約期間	金額(千円)

添付書類

- 1 門別競馬場まで1時間以内に到達可能である事業所の電気主任技術者の技術者名簿を別紙に記載すること。
- 2 類似契約履行実績を証明するものとして(4)に記載した事業実績の契約書の写しを添付すること。

注1 この申請書には、表面に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付した返信用封筒を併せて提出すること。

注2 「印」は代表者の印を押すこと。

電気主任技術者名簿

事業所等住所			名称		
氏名	年齢	免状の種類(第一種・第二種・第三種)	取得年	経験年数	
計	人				

注 門別競馬場まで1時間以内に到達可能である事業所の電気主任技術者を記載すること

競争入札心得

(総則)

第1条 社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「公社」という。）が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提供してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は公社理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第8条 開札は、広告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札等）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者とししない場合）

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

（注）この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

（入札保証金等の返還）

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

（契約の締結）

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

（入札保証金等の帰属）

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、公社に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を公社に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 15 条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限)までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 16 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第 17 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 20 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

委 託 契 約 書 (案)

社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、門別競馬場に設置する設備容量2624KVA及び予備発電装置100KVAの自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）に係る保安管理業務（以下「委託業務」という。）の処理を甲の定める保安規程に基づき乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の内容）

第2条 この契約に基づき乙が処理すべき委託業務の内容は、次の各号に掲げる業務（別紙に掲げる業務を除く。）とする。

- ・ 月次点検
- ・ 年次点検
- ・ 臨時点検
- ・ 不良箇所の改修指示及び助言
- ・ 事故発生時の処置等及び必要に応じてする事故発生後の精密点検
- ・ 関係官庁が行う検査の立ち会い
- ・ エネルギー管理業務

（処理の方法）

第3条 乙は、前に定める義務を次の基準により実施するものとする。

- ・ 月次点検は、運転中の電気工作物につき毎月1回行うこと。
- ・ 年次点検は、電気工作物の運転を停止して年1回行うこと。
- ・ 臨時点検は、異常が発生し、又は発生する恐れがある場合必要の都度行うこと。
- ・ 不良箇所の改修指示は、その都度書面をもって行うこと。

（委託期間）

第4条 委託期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）（月次点検1回当たり金 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委任の禁止）

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、災害、疾病その他やむを得ない事情により、自ら委託業務の処理に従事できないときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ甲の承認を得て甲の指定する期間に限り、乙の責任において第三者に委託業務の処理をさせることができる。

(業務担当員等)

第9条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙との連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名及び連絡方法を乙に通知するものとする。

3 甲は、前各項に変更が生じた場合、乙に通知するものとする。

4 甲は、連絡責任者又は代務者を乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

5 甲の連絡責任者又は代務者は、対象自家発電工作物に関する事故その他異変が発生するおそれがある場合は、乙及びその他関係先に迅速に報告又は連絡して乙の指導、助言を受けて迅速な応措置をとるものとする。

(相互協力)

第10条 甲は、乙の保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

2 甲は、乙が行う点検、測定及び試験に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

3 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

(保安業務担当者等)

第11条 乙は、対象自家用発電工作物の保安管理業務を実施する者(以下「保安業務担当者」という。)には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

2 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下「保安業務従事者」という。)に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、保安業務従事者証を常に着用するものとする。

4 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者をもって保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

5 前各項で定める保安業務担当者及び保安業務従事者について、その氏名及び乙の事業者への連絡方法を書面によって甲に通知するものとし甲は、その内容を確認するものとする。

6 乙は、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合は、書面によって甲に通知するものとする。

(保安業務担当者等の変更請求等)

第12条 甲は、業務処理責任者又は点検等担当技術者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(点検等の結果の通知)

第13条 乙は、電気工作物について点検等を行ったときは、その結果を書面により、その都度甲に通知するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- ・ 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- ・ 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

- ・ その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を乙に支払うものとする。

第14条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- ・ 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決（同法第54条の第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- ・ 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
- ・ 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- ・ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

第15条 第13条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 第13条第2項又は前条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第15条の2 乙は、この契約に関して、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

(契約の失効)

第16条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失うものとする。

- ・ 電気工作物が廃止されたとき。
 - ・ 電気工作物が一般用電気工作物になったとき。
 - ・ 外部委託承認申請が認められないとき、又は承認が取り消されたとき。
 - ・ 需要設備の受電電圧が7000ボルトを超えるものとなったとき。
 - ・ 発電所の出力が1000キロワット以上になったとき。
 - ・ 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えるものとなったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約がその効力を失った場合においては、甲及び乙は、相互に損害賠償の請求をしないものとする。

(記録の保存)

第17条 乙が、甲に報告する保安管理業務の実施結果等の記録については、甲、乙双方において保存するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第18条 乙は、第3条の規定による月次点検を終了したときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

- 2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
社団法人 北海道軽種馬振興公社
理事長 三 輪 茂

乙

保安管理業務の範囲に関する細目

次表に掲げる点検及び測定試験については、本契約の範囲外とするので、甲は、乙の意見を聞いて甲の負担において必要な点検及び測定試験を行うものとする。

この場合、甲は、乙にその結果の記録を提示し、乙は必要に応じて助言するものとする。

対象電気工作物の種類	点検及び測定試験
取扱いに法令による特定の資格を要するもの及びコンピュータのような電子機器を内蔵する等取扱いに特別の専門技術を要するもの	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び測定試験
非常用予備発電装置及びこれの付属機器	外観点検、観察点検、起動試験、絶縁抵抗試験、接地抵抗試験以外の各種試験及び分解点検調整
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検及び測定試験
広告塔、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの	点検現場において容易にできるもの以外の点検及び測定試験
密閉防爆機器のように構造上点検ができない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び測定試験

エネルギー管理業務に関する仕様書

(エネルギー管理業務の内容)

甲が乙に委託するエネルギー管理業務は、甲が設置する事業場における電気使用量の状態を、乙が設置するデマンド監視装置（以下「監視装置」という。）により常時監視するものとします。

なお、デマンドとは電力会社との契約電力の基準となる最大需用電力をいう。

乙は監視装置に記録された監視データによる電気使用量の状態を3カ月に1回定期的に甲に報告することとし、監視装置の警報の対処については、甲が行うものとします。

(監視装置の設置)

乙は、エネルギー管理業務を実施するため、監視装置を甲の高圧受電設備内に、警報装置を甲が指定する場所に設置するものとし、甲は場所の提供、電灯配線などの利用について便宜を供するものとします。

(監視装置の保全)

甲は、乙の設置した監視装置の保全に努めることとし、甲の故意過失によって装置に損害を与えた場合はその損害相当額は弁済するものとします。

(損害賠償の請求)

乙は、次の事項に該当する場合は、損害賠償の責を負わないものとします。

- (1) 乙が報告又は助言した事項について、甲がその対策を怠り、これによって甲に損害が生じたとき
- (2) 理由のいかんに関わらず、電力会社との契約電力に増加が生じたとき
- (3) その他乙の責によらない事由により甲に損害が生じたとき

(その他)

エネルギー管理業務に疑義が生じたとき、又はこの仕様でない事項は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとします。

門別競馬場自家用電気工作物保安管理業務処理要領

門別競馬場に設置されている受電々圧施設の保安業務を行う場合の業務処理要領を下記に定める。

1 施設の所在地

沙流郡日高町富川駒丘76-1

2 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

3 設備名

- (1) 設備容量 2624kVA
- (2) 予備発電装置容量 100kVA
- (3) 受電電圧 6.6kV

4 業務内容

- (1) 電気工作物の安全かつ良好な状態に保つため保安管理業務を行う。
- (2) 本業務の履行にあたっては、「電気事業法」「建築基準法」「消防法」その他関係法令を遵守するものとする。
- (3) 月次点検：毎月1回実施
運転中の施設の点検を行う。
- (4) 年次点検：年1回実施
施設の運転を停止して点検を行う。
- (5) 臨時点検
異常の発生又は発生する恐れのある場合は、必要に応じて行う。
- (6) 点検後は、速やかに実施報告書を提出し、不良箇所の改修について指示及び助言を行う。
- (7) 事故、漏電、障害、及び災害などの発生時は、臨機の措置及び必要に応じて精密点検をすること。
- (8) 電気使用量の状態を、デマンド監視装置により24時間連続で監視し、監視データの測定値を3ヶ月に1回定期的に報告すること。
- (9) 電気事業法107号に規定する関係官庁等の立入検査の立会いを行うこと。
- (10) 緊急時の連絡体制及び出動体制を確立していること。
- (11) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員に対して、保安の徹底を図るための保安教育ならびに電気工事等の応急措置について必要に応じて実施指導訓練を行うものとする。

電気工作物点検報告書

(/)

平成 年 月 日 曜日 天候					㊟	㊟					
お客様名	㊟				点検種別	月次	管理・グループ	年次	臨時		
						毎月	隔月	3ヶ月	A	B	要請
お客様立会	有・無	監視装置	約監(電話・自動)・ELB 漏監・漏電モニタ・無・遠監		点検者	㊟					

本日実施しました、お客様電気設備の点検結果は次のとおりです。

異常ありません	改修要請箇所を、このまま放置されますと、感電・火災・停電などの原因となるおそれがありますので、速やかに改修下さるようお願いいたします。 なお、改修方法などにつきましては、点検者にご相談下さい。
改修要請があります	
要望事項があります	

※点検報告書(別紙)有・無

非常用発電設備	消防法・建基法・その他(台 kVA)・無	蓄電池設備	(組)・無
発電所	有・無	P C B 機器	使用・保管・無
		訪問時刻	時 分

〔点検チェックポイント〕

【A:受電設備】	3.分電盤・開閉器類
1.引込開閉器	4.制御盤・マグネット
2.引込施設(架空・地中)	5.その他配線器具
3.断路器・遮断器・開閉器類	6.照明装置
4.電力ヒューズ	7.電動機
5.計器用変成器類	8.電熱装置
6.保護継電器類	9.電気溶接機
7.変圧器	10.その他の機器類
8.コンデンサー・リアクトル	11.高圧操作盤
9.避雷器	12.接地装置
10.母線・バスダクト等	13.その他
11.受・配電盤(高低圧含む)	【D:非常用発電設備】
12.接地装置	1.原動機・付属装置
13.建物・室・キュービクル等の箱	2.発電機・励磁装置
14.その他	3.遮断器・配電盤・制御装置
【B:配電設備】	4.建物・室・キュービクル等の箱
1.電線路	5.接地装置
2.開閉器類	6.その他
3.その他	【E:蓄電池設備】
【C:使用場所の設備】	1.蓄電池
1.幹線・分岐配線	2.充電器・付属装置
2.移動用電線等(配線)	3.その他

〔問診等の内容〕

前回点検後、本日までの電気設備の異常の有無	有・無
電気設備の変更・改修等の有無	有・無
指導・助言・打合せ等の有無	有・無
前回点検後、本日までの訪問回数	回

〔電力量計指示値〕

契約種別					
最大	検針 kW				
	現在 kW				
積算計現在値 kWh					
点検期間の差引 kWh					

〔高圧受配電盤指示記録〕

盤名	受電盤				
電圧(kV)					
電流(A)					
力率(%)					

〔低圧受配電盤指示記録〕

盤又はバンク名					
電流(A)					
漏れ電流Io(mA)					
盤又はバンク名					
電流(A)					
漏れ電流Io(mA)					

〔非常用発電設備点検記録〕 (号機)

起動方法	手動・自動	潤滑・油圧	良・否
起動・停止	良・否	冷却水	良・否
発電電圧	良・否	燃料	良・否
周波数	良・否	ヒータ	入・切
運転時間累計	H		

〔蓄電池設備点検記録〕

用途	起動用		
方式	鉛・アルカリ	鉛・アルカリ	鉛・アルカリ
浮動充電電圧	V	V	V
蓄電池電圧	V	V	V
液面	良・否	良・否	良・否

1. チェック欄は、良は空欄、該当なしは／、改修要請は×、要望は△で表示する。
2. チェック欄で、複数の設備にポイントのあるものは、該当機器を○で囲み表示する。
3. ×、△、否及び問診の内容がある場合は、具体的に改修内容等を記事欄に記入する。

年次点検記録表 II

お客様名		印		点検者		印				
実施年月日		平成 年 月 日 ()		天候		温度 ℃ 湿度 %				
保護継電器特性試験										
方向地絡・地絡継電器試験 (DGR・GR)										
継電器		型式		製造番号		製造年 年 製造者				
回路名		整定値			最小動作		限時特性 130% (秒)	方向試験	結果	備考
		I ₀ タップ (A)	V ₀ タップ (%)	時間整定 (秒)	電流 (A)	電圧 (V)				
測定器		継電器試験器		製造者		型式		No.		
記事										
過電流継電器試験 (OCR)										
継電器		型式		製造番号		製造年 年 製造者				
回路名		相別	限時要素			瞬時要素		結果	備考	
			整定値		最小動作	限時特性 (秒)	整定値			最小動作
			タップ (A)	限時整定	電流 (A)	300%	タップ (A)			電流 (A)
測定器		継電器試験器		製造者		型式		No.		
記事										
絶縁油劣化度測定										
機器種別										
容量 [kVA]										
製造者										
製造番号										
製造年										
水分試験	測定年月日									
	温度 (℃)									
	湿度 (%)									
	測定者									
	水分量 (PPM)									
判定										
酸価値										
判定										
測定器		水分分析試験器		製造者		型式		No.		
備考										
判定基準		水分量	50PPM未満				50PPM以上			
		酸価値	0.2未満		0.2以上0.4未満		0.4以上			
		判定	良		要注意		不良			

(注) 1. 良は○、不良は×とする。要注意 (絶縁油試験のみ) は△とする。

非常用予備発電装置年次点検記録 (その1)

--	--	--

年 月 日

時刻		起 動 後	停 止 前	備 考	
項 目		時 分	時 分		
室外温度 °C					
室内温度 °C					
回転数 r.p.m					
発 電	負 荷 kW				
	電 圧 V				
	電 流 A				
	電機子温度 °C				
	軸 受	エンジン側 °C			
	反対側 °C				
励 磁 機	電 圧 V				
	電 流 A				
内 燃 機 開	排気温度 °C				
	油 圧 kg/cm ²				
	油 温 °C				
	水 圧 kg/cm ²				
	冷 却 水	入口温度 °C			
		出口温度 °C			
排 気 色		無色・白色・黒色・灰色・青色	無色・白色・黒色・灰色・青色		
振 動		異常の有無	異常の有無		
異 音		異常の有無	異常の有無		
異 臭		異常の有無	異常の有無		
(記事)					

- (注) 1. 負荷試験は可能な限り、全負荷に近い実負荷とし、運転時間は1時間程度とする。
 ただし、軽負荷のため運転時間に制限のある場合には、制限時間内とする。
2. 記録は設置されている計測器による。計測器が設置されていない場合は“—”を引く。
 ただし、温度計の設置されていない場合でも、感触による温度の異常有無を判断記入する。
3. 排気色・振動・異音・異臭欄は該当する状態を○で囲む。
4. 異状の場合は記事欄に理由を記入。

非常用予備発電装置年次点検記録 (その2)

年 月 日

--	--	--

接地抵 抗測定	接地対象機器		種別	測定値(Ω)	判定	接地対象機器		種別	測定値(Ω)	判定				
	良・否													
絶縁抵 抗測定	測定値(MΩ)			判定	測定値(MΩ)			判定	測定値(MΩ)					
	電機子～大地				良・否	界磁～大地				良・否	～			
保 護 装 置 動 作 試 験	継電器の種類		整定値		動作値		ハンドマーク	機関停止	遮断器 トリップ	警報		判定		
										バルブ	表示			
	過速度												良・否	
	潤滑油圧力低下		kg/cm ²		kg/cm ²								良・否	
	冷却水断水												良・否	
	冷却水温度		℃		℃								良・否	
	潤滑油温度上昇		℃		℃								良・否	
	空気槽圧力低下		kg/cm ²		kg/cm ²								良・否	
	起動渋滞		Sec		Sec								良・否	
	過電流		右	A	L	A	Sec							
			左	A	L	A	Sec							
	過電圧		V		L		V	Sec					良・否	
	燃料槽油面低下		ℓ		ℓ								良・否	
軸受温度上昇		℃		℃								良・否		
記 事														

(注) 1. 保護装置を実動作させることが困難なものは、接点または端子を短絡して試験してもよい。(ハンドマーク欄に○印、動作値一線を付ける。)

2. 同一保護回路のものは、代表継電器で機関停止、遮断器トリップ、警報の確認を行い、その他継電器は、最終段補助リレーの動作で確認してもよい。

